

地域包括支援センターの担当圏域の見直しについて

1 担当圏域見直しの基本方針について

次期高齢者保健福祉計画における地域包括支援センターの担当圏域の設定にあたっては、本運営委員会第8回会議(平成26年7月8日開催)において、次の(1)～(4)を基本方針とした上で、担当するセンターが変更となるとき住民への影響や町内会をはじめとする地域組織との関係、市の財政負担への影響などを考慮して検討することとされた。

*国が定める高齢者人口の基準・・・地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人とする。(介護保険法施行規則第140条の66第1項)

- (1) 担当圏域内の高齢者人口が、国が定める高齢者人口の基準(以下「国基準」という。)の上限を超えるときは、国基準に合わせた担当圏域の設定となるよう見直しを行う。
- (2) 担当圏域内に複数の日常生活圏域を有しているものが国基準の上限を超えるときは、日常生活圏域ごとに分割することを基本とし、小学校区や地理的要因、地域組織の担当区域等を勘案して分割する。
ただし、分割することで、高齢者人口が国基準に満たない圏域が生じる場合は、配置職員の増による対応を含めた見直しを行う。
- (3) 担当圏域が日常生活圏域と同一のものが国基準の上限を超えるときは、配置職員の増により対応することを基本とする。
ただし、要支援認定者数が著しく多いなどの状況から、配置職員の増による対応では担当圏域全体へのきめ細かな対応が困難であると見込まれる場合は、圏域の分割を含めた見直しを行う。
- (4) この他、担当圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えていないものの、当該地域の高齢者を取り巻く状況や、地域組織との関係等から、早急な見直しが必要であると判断される場合には、上記に準じて圏域の見直しを行う。

なお、基準となる高齢者人口は、平成27年4月1日時点の推計を用いることとする。

2 具体的な見直し案について

※かっこ内の高齢者人口は、平成27年4月1日の推計

(1) 高齢者人口が国基準を超える圏域

① 国見地域包括支援センター担当圏域(6,132人)

【内容】配置職員の1人増とする。

【理由】圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えており、担当圏域が日常生活圏域(中学校区)と同一である。⇒ 基本方針(3)

②国見ヶ丘地域包括支援センター担当圏域(6,010人)

【内容】配置職員の1人増とする。

【理由】圏域内の高齢者人口がまもなく国基準の上限を超えることが見込まれ、担当圏域内に複数の日常生活圏域(中学校区)を有しているが、分割することで、高齢者人口が国基準に満たない圏域が生じる。⇒ 基本方針(2)ただし書き

③山田地域包括支援センター担当圏域(6,738人)

【内容】配置職員の1人増とする。

【理由】圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えており、担当圏域内に複数の日常生活圏域(中学校区)を有しているが、分割することで、高齢者人口が国基準に満たない圏域が生じる。⇒ 基本方針(2)ただし書き

④寺岡地域包括支援センター担当圏域(6,526人)

【内容】配置職員の1人増とする。

【理由】圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えており、担当圏域内に複数の日常生活圏域(中学校区)を有しているが、分割することで、高齢者人口が国基準に満たない圏域が生じる。⇒ 基本方針(2)ただし書き

⑤虹の丘地域包括支援センター担当圏域(7,000人)

【内容】配置職員の1人増とする。

【理由】圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えており、担当圏域内に複数の日常生活圏域(中学校区)を有しているが、分割することで、高齢者人口が国基準に満たない圏域が生じる。⇒ 基本方針(2)ただし書き

⑥根白石地域包括支援センター担当圏域(6,428人)

【内容】圏域を分割し、センターを1か所増設する。

○見直し後(別紙図参照)

(新) 根白石圏域 (3,838人) : 根白石中学校区・館中学校区・住吉台中学校区

(新) 南中山圏域 (2,590人) : 南中山中学校区

【理由】圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えており、担当圏域内に複数の日常生活圏域(中学校区)を有している。⇒ 基本方針(2)

(2)その他見直しを行った圏域

①茂庭地域包括支援センター担当圏域(2,540人)

【内容】配置職員について、常勤職員2人と非常勤職員1人の配置であったが、常勤職員の3人配置とする。

【理由】圏域内の高齢者人口が2,500人を超えていることから国基準に該当するものとし、標準の配置とする。

3 センター増設に伴う運営法人の選定について

担当圏域の見直しに伴い、地域包括支援センターを増設する際には、当該センターを運営する法人を新たに選定する必要があるが、選定においては、公募により決定する。

【運営法人選定に関するスケジュール】

時 期	内 容
26年12月下旬	地域包括支援センター公募説明会
27年1月中旬	地域包括支援センター公募書類申請(〆切) ⇒ 書類審査・面接審査の実施
27年1月下旬	地域包括支援センター運営委員会(受託法人選定について) ⇒ 受託法人の決定 ⇒ 審査結果の通知
27年3月	平成27年度予算成立
27年4月1日	契約締結 ⇒ 新センター開設

4 来年度以降の見直し方針について

今後、ますますの高齢者数の増加への速やかな対応を図るため、高齢者人口が国基準を超えた場合の職員の増員については、毎年度検討を行う。

ただし、圏域の分割については、地域包括支援センターが地域と連携しながら事業を展開していく必要があることなどから、これまでどおり高齢者保健福祉計画の策定期間に合わせ、3年毎の見直しとする。